

平成30年度山形いきいき子育て応援企業総合支援事業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形いきいき子育て応援企業総合支援事業実施要領の7「支援措置」における奨励金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「企業等」とは、山形いきいき子育て応援企業として県が登録又は認定している企業等をいう。

(交付の要件)

第3条 奨励金を交付する要件は次のとおりとする。

なお、本奨励金の対象者は企業等に勤務する正社員で、事業主、事業の経営担当者及び事業主の3親等以内の者を除く。

- (1) 女性を管理職に登用した場合。但し、企業等設立後3人目までの登用とする。
 - (2) 女性を役職に登用した場合。但し、従業員数300人以下の企業等であり、かつ登用時に他に女性の役職者（管理職、役員を除く）がないことを要件とする。
 - (3) 男性の育児休業取得者が出た場合。但し、職場に復帰して6ヶ月以上勤務を継続していること、かつ連続して7日以上育児休業を取得することを要件とし、7日以上育児休業の算定には、勤務を要しない日に取得した休業は含まないものとする。
 - (4) 介護休業取得者が出た場合。但し、職場に復帰して6ヶ月以上勤務を継続していること、かつ連続して7日以上介護休業を取得することを要件とし、7日以上介護休業の算定には、勤務を要しない日に取得した休業は含まないものとする。なお、同一従業員の申請は同一対象家族1人につき、1回とする。
 - (5) 小学校就学前の子を養育する女性を正社員として雇用した場合。但し、雇用後6ヶ月以上勤務を継続していることを要件とする。（非正規雇用から正社員への雇用転換をした場合も含む。但し、正社員として雇用後6ヶ月以上の勤務を継続していることを要件とする。）
- 2 交付対象は、交付を申請する年度の前年度4月1日以降に前項第1号から第5号の要件を満たす企業等とする。
- 3 第1項各号の要件を満たす場合においても、国、地方公共団体、特定独立行政法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は国若しくは地方公共団体が1/2以上を出資している法人に対しては、奨励金は交付しないものとする。
- 4 第1項各号の要件を満たす場合においても、山形労働局から類似の助成を受けている場合又は助成を受ける予定がある場合は、奨励金は交付しないものとする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は前条第1項第1号、第2号、第4号、第5号についてはそれぞれ10万円とする。前条第1項第3号については20万円とする。なお、奨励金の交付は、予算の範囲内とする。

(交付回数及び交付対象企業等)

第5条 奨励金の交付回数は、同企業等について過去に男女いきいき・子育て応援宣言企業総合支援事業奨励金及び山形いきいき子育て応援企業総合支援事業奨励金における交付実績（同一法人他事業所の交付実績を含む）と通算し、第3条第1項第1号、第4号、第5号についてはそれぞれ3回までとし、第3条第1項第2号については1回限り、第3条第1項第3号については5回までとする。

2 第3条第1項各号の奨励金について2回以上の交付を受ける企業等は、山形いきいき子育て応援企業総合支援事業実施要領の3「登録・認定要件」における実践（ゴールド）企業又は優秀（ダイヤモンド）企業として認定されている企業等に限る。

3 第3条第1項第1号及び第2号の奨励金について、山形いきいき子育て応援企業総合支援事業実施要領の3「登録・認定要件」における宣言企業として登録されている企業等においては、山形いきいき子育て応援企業総合支援事業実施要領の7(4)産業活性化支援資金（山形県商工業振興資金融資制度）における優遇金利の適用を受けた場合は、奨励金は交付しないものとする。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする企業等は、第3条の要件を満たすことを証明する書類を添付の上、様式第1号「山形いきいき子育て応援企業総合支援事業・奨励金交付申請用紙」を、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、山形県知事あて提出するものとする。

(審査)

第7条 若者活躍・男女共同参画課長は、前条の申請の内容について、審査を行う。

2 若者活躍・男女共同参画課長は、必要に応じ、申請者に対して説明を求める場合がある。

(交付の時期)

第8条 奨励金を交付する時期は、原則として5月、7月、9月、11月、1月及び3月とする。

(奨励金の返還)

第9条 奨励金の交付の後、要件を満たしていないことが判明した場合は、全額を返還させることとする。

(公表)

第10条 奨励金の交付を受けた企業名及び対象となった取組みは、県のホームページ等において公表するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、山形県知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。